医療最前線

高齢期の住まい選び
～退院後どこで暮らしていきますか～②

竹岡直子 社会福祉士

前回に引き続き、患者さんの療養先について説明していきますが、今回はその中でも違いが分かりにくい「有料老人ホーム」と「サービス付き高齢者向け住宅（略称：サ高住）」を紹介・比較します。

よく似ているようで実は違うこの2つは、管轄している省庁も異なります。ちなみに有料老人ホームは厚生労働省（老人福祉法）、サービス付き高齢者向け住宅は国土交通省・厚生労働省の共管制度（高齢者住まい法）となっています。まずは簡単に、それぞれの概要を説明しましょう。

■有料老人ホーム

○施設の性格

高齢者のための住居

○概要

民間の老人ホーム。介護付、住宅型、健康型の3種類があり、入浴、排せつ、食事などの日常生活支援を行う施設。入居条件（年齢、必要な介護量・医療量、保証人など）や入居後に要介護状態になった場合の対応が異なる。

○費用負担

入居一時金を必要とする場合が多く、その分毎月の経費は軽減される。また、住宅型の場合は、別途契約した訪問・通所などの介護保険サービスの利用料が加わる。

■サービス付き高齢者向け住宅

○施設の性格

高齢者のための住居

○概要

居室はバリアフリーで、安否確認、生活相談などのサービスが提供される高齢者向けの賃貸住宅。訪問介護などの介護保険サービスは、自宅で利用する場合と同様に利用可能。ただし、別途個人契約を結ぶ必要がある。

○対象者

60歳以上の方、あるいは介護保険法に規定する要介護認定や要支援認定を受けている60歳未満の方。また、同居者についても、配偶者（届出はしていないが事実上の夫婦と同様の関係にある者も含む）、60歳以上の親族、要介護認定や要支援認定を受けている60歳未満の親族、などが対象となる。ただし、施設によって条件が異なる。

○費用負担

家賃・共益費・敷金など。また、別途契約した訪問・通所などの介護保険サービスの利用料が加わる。

●　●

ここまで両施設を簡単に説明しましたが、まだ違いが分かりにくいと思います。もう少しポイントを絞って比較しましょう。

【有料老人ホーム】

「介護（入浴・排泄・食事）」「食事の提供」「洗濯・掃除等の家事」「健康管理」のいずれかまたは複数のサービスが提供されます。

介護付では、通常、住まい・食事・生活支援が一体となっており、介護サービスも同一事業者から提供される場合が多いです。

住宅型では、基本的に食事の提供と緊急時の対応などの日常生活の支援だけとなります。他のサービスは、ホームに併設された事業所や外部の事業所と契約し利用します。

健康型では、食事の準備や掃除をはじめとする生活支援サービス（介護保険サービスの介護・看護職員を配置する基準があります。住宅型は、ホームごとに配置が異なります。

【サービス付き高齢者向け住宅】

職員が少なくとも日中（おおむね9時から17時）建物に常駐し「安否確認」「生活相談」サービスを提供することとなっています。

いかがでしょうか？これで名前をよく聞く両施設の違いが、何となく分かったのではないでしょうか。どの施設を選んでも月々の費用は発生します。場所、雰囲気、入居条件、金額、必要な介護量・医療量、職員配置などは施設によってさまざまです。どこにポイントを置くかよくご検討ください。

●　●

以前、私が支援を行ったケースで、「リハビリ専門職が配置されている」という点が、退院後の施設選びの大きなポイントになった患者さんがいらっしゃいました。

数か所の施設を見学・検討された後、その方が入居されたのは、日中はリハビリ専門職である理学療法士が配置されている、介護付有料老人ホームでした。ずっと、1対1でリハビリをする訳にはいきませんが、居室内や家具の配置、ご本人の生活動線に合わせた日常生活リハビリの提案をしてくださり、また身近な場所に相談できる人がいる安心感があるとおっしゃっていました。

「ここは譲れない」というポイントをしっかり押さえて、妥協するところは妥協し、明確な施設選びをなさったことで印象に残っています。

次回は、健康な方でも入居可能なホーム（養護老人ホームや軽費老人ホームなど）について紹介していきます。

〈梶川病院（広島市西区天満町）竹岡直子　社会福祉士〉

【表】高齢期に利用できる施設

	有料老人ホーム	サービス付き高齢者住宅
基本的性格	高齢者のための住居	高齢者のための住居
住居としての扱い	○	○
主な設置主体	・限定なし（営利法人中心）	・限定なし（営利法人中心）
対象者	おおむね60歳以上の方。しかし多くの施設が原則65歳以上としている。健康なうちから利用可能。	次のいずれかに該当する単身・夫婦世帯。 ・60歳以上の方 ・要介護や要支援認定を受けている60歳未満の方健康なうちから利用可能。
入院・入所の制限	－	－
申込先	直接施設へ	直接施設へ
費用負担	入居一時金と毎月の経費	家賃・共益費・敷金など
その他	介護付、住宅型、健康型があり、健康型は要介護状態になった時に契約解除となる。	「安否確認」「生活相談」が必須サービスであり、それ以外の介護サービスは別途契約が必要。

月刊 ウェンディ広島　編集・発行 合人社グループ 出版局　〒730-0036 広島市中区袋町4-31 合人社広島袋町ビル　☎082(247)7479